

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱

令和4年3月23日 府政沖第83号
改正 令和6年1月31日 府政沖第37号

(通則)

第1条 沖縄域外競争力強化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程において、「中小企業者等」とは、別紙1の補助対象者をいう。

2 本規程において「補助事業者」とは、第6条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者等をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、沖縄から搬出される生産物の増加を図るため、先進的若しくは沖縄の特色を生かした生産物を生産する事業又は現に沖縄に搬入されている生産物の沖縄県内における自給率の向上を図るため、沖縄県内において当該生産物を生産する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄の製造業等の域外競争力強化を促進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）は、中小企業者等が行う補助事業に要する経費であって、補助金交付の対象として沖縄総合事務局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 沖縄総合事務局長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 沖縄総合事務局長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 沖縄総合事務局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に沖縄総合事務局長に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 沖縄総合事務局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、沖縄総合事務局長に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を沖縄総合事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 沖縄総合事務局長が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が沖縄総合事務局長に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、沖縄総合事務局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が沖縄総合事務局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 沖縄総合事務局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 沖縄総合事務局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、沖縄総合事務局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、内閣府沖縄総合事務局総務部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を沖縄総合事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、沖縄総合事務局長の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 沖縄総合事務局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 沖縄総合事務局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を内閣府沖縄総合事務局総務部長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに沖縄総合事務局長に報告しなければならない。

2 沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 沖縄総合事務局長は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく沖縄総合事務局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく

なった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 沖縄総合事務局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 沖縄総合事務局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 沖縄総合事務局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(補助事業の経理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、内閣府沖縄総合事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第20条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業等の完了後においても沖縄総合事務局長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年5月27日府会393号）」の内閣総理大臣を沖縄総合事務局長に読み替えて適用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(事業化状況報告)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、過去2年間）における事業化状況等について、毎会計年度開始後90日以内に様式第11による事業化状況報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案件、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく様式第12による産業財産権等取得等届出書を沖縄総合事務局長に届け出なければならない。

(収益納付)

第24条 沖縄総合事務局長は、事業化状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の納付)

第26条 沖縄総合事務局長は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第13により速やかに沖縄総合事務局長に報告しなければならない。
- 3 沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、還付をうけた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(指導監督等)

第27条 沖縄総合事務局長は、補助事業者による本事業の実施に関し、必要に応じて本要綱に基づき指導監督を行う。

- 2 補助事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく沖縄総合事務局長に報告及び相談を行う。
- 3 沖縄総合事務局長は補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- 4 補助事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに沖縄総合事務局長に報告するものとする。

(雑則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日に一部改訂し、令和6年4月1日から適用する。

別紙 1

【補助対象者】

本事業の補助対象者は、日本の法律に基づいて設立された法人又は日本に拠点を置く事業者であつて、以下のア～オのいずれかの要件を満たすものに限る。ただし、中小企業者等に該当する者であつても下記カに規定するものは補助対象者から除く。ア 中小企業者（組合関連以外）

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者を指す。）

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。（以下別紙1において同じ。）

イ 中小企業者（組合関連）

- ・中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者のうち、下表にある組合等に該当すること。
- ・該当しない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格のない任意団体は補助対象とならない。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会＊1
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会＊2
内航海運組合、内航海運組合連合会＊3
技術研究組合 （直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

＊1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

＊2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額

をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（酒類卸売業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの。

- ＊ 3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ 特定事業者の一部

- （１）従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律第 4 条による改正後の中小企業等経営強化法第 2 条第 5 項に規定する者を指す。）のうち、資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であるもの

業種	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	500人
卸売業	400人
サービス業又は小売業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	300人
その他の業種（上記以外）	500人

※ 従業員数の考え方は、ア※ 2 と同じ。

- （２）生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が、常時 300 人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400 人）以下の従業員を使用する者であって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

- （３）酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が、常時 500 人以下の従業員を使用する者であって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

または、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が、常時 300 人（酒類卸売業者については、400 人）以下の従業員を使用する者であって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

- （４）内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が、常時 500 人以下の従業員を使用する者であって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする者であるもの。

- （５）技術研究組合

直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ 上記（１）
- ・ 企業組合、協同組合

エ 特定非営利活動法人

- （１）特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する者であって、以下の要件を全て満たすもの。

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が 300 人以下であること。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第 5 条第 1 項に規定される 34 事業）を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- ・ 交付決定時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。

オ 社会福祉法人

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であって、以下の要件を満たすもの。

- ・従業員数が300人以下であること。

カ 補助対象者から除くもの(みなし大企業)

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともにアの表の数字を超え、ウにも該当しない場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともにアの表の数字を超え、ウにも該当しない場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

(1) 補助事業者として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 補助事業者として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

別 表

補助金 の 名 称	補 助 事 業		補助率
	補 助 対 象 経費の区分	内 容	
沖 促 縄 進 域 事 外 業 競 費 争 補 力 助 強 金 化	人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当	2/3
	事業費	謝金、旅費、試作品・サービス開発費（原材料費、外注費等）、機械設備等費、賃借料、展示ブース設営費、運送費、広報費・資料印刷費（印刷費、コンテンツ製作費等）、会議費、補助員雇上費、事務費（消耗品等）	2/3
		建物取得費・建物取得費に係る建物付属設備費	2/3

(様式第 1)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付申請書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

（注 1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿

（注 2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

内閣府沖縄総合事務局長 名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金 円
補 助 対 象 経 費	金 円
補 助 金 の 額	金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - （1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - （2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
 - （3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （4）当府の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - （5）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. （補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. (補助事業者名) は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

(様式第3)

番
年 月 日
号

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者	住所
氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金計画変更（等）承認申請書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第 4)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者	住所
氏名	法人にあつては名称 及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金事故報告書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 5)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者	住所 氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名
-------	----------	-----------------------

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金状況報告書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第6)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金実績報告書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 実施した補助事業
 - 補助事業の内容
 - 重点的に実施した事項
 - 補助事業の効果

- 補助事業の収支決算
 - 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

- 支 出
 - 総括表

(単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第18条第3項の規定に基づき、様式

第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(様式第7)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局総務部長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金精算（概算）払請求書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(別紙)

概算払請求内訳書

(単位：円)

補助対象経 費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今回請求 額
合 計							

(様式第 8)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 16 条第 1 項の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 9)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第12条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 10)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) １．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１２条第１号から第３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第２０条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- ３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- ４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 1 1)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所
名 称
代表者

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金に係る事業化状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（令和 年 月 日付け
第 号をもって変更承認）があった上記の補助事業に関し、令和 年度の事業化状況に
ついて、沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること

（単位：円）

補助金確 定額	補助事業に 係る本年度 収入額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の補助事業 に係る支出 額	基準納付額	前年度まで の補助事業 に係る国へ の累積納付 額	本年度納 付額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)

参画事業者名

ア 住 所
名 称
代表者

イ 住 所
名 称
代表者

ウ 住 所
名 称
代表者

エ 住 所
名 称
代表者

確定額 (様式第 1 1 (A))

円

補助事業に要した経費

円

前年度までの収益累積額

円

(前年度事業化状況報告書より)

補助事業に係る本年度収入額 (様式第 1 1 (B))

計

円

(参画事業者)

(金額)

ア

円

イ

円

ウ

円

エ

円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費①

計

円

(参画事業者)

(金額)

ア

円

イ

円

ウ

円

エ

円

補助事業に係る本年度収益額 (様式第 1 1 (C))

= (様式第 1 1 (B)) - ①

円

本年度までの補助事業に係る支出額 (様式第 1 1 (E))

計

円

(参画事業者)

(金額)

ア

円

イ

円

ウ

円

エ

円

(様式 1 1 の別紙 2)

【参画事業者用】

補助事業名

参画事業者名

補助事業に係る本年度収入額 円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費 円

補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費 円

(記載注意事項)

1. 「補助金確定額：(A)」とは、補助金確定額をいいます。
2. 「補助事業に係る本年度収入額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額をいいます。
3. 「補助事業に係る本年度収益額：(C)」とは、「補助事業に係る本年度収入額：(B)」から収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいいます。
なお、収益があがっていない場合には、マイナス値で記載してください。また、(C)が0又はマイナスの場合には、(D)、(E)、(F)、(H)の項目については、記載しないでください。
4. 「控除額：(D)」とは、補助事業に要した経費のうち、自己負担によって支出した額(補助事業に要した経費－補助金確定額)をいいます。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいいます。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とします。
5. 「本年度までの補助事業に係る支出額：(E)」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいいます。
6. 「基準納付額：(F)」とは「補助事業に係る本年度収益額：(C)」から「控除額：(D)」を差し引いた額に、「補助金確定額：(A)」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：(E)」で除した額をいいます。 $(F = (C - D) \times A / E)$
7. 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：(G)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいいます。
8. 「本年度納付額：(H)」とは、「基準納付額：(F)」と「累積納付額：(G)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となります。また、「基準納付額：(F)」と「累積納付額：(G)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超える場合には、「補助金確定額：(A)」から「累積納付額：(G)」を差し引いた残額が本年度納付額となります。 $(A > F + G \text{ ならば } H = F、A \leq F + G \text{ ならば } H = A - G)$

(注1) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付してください。

(注2) 本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第12)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所
名 称
代表者

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（令和 年 月 日付け
第 号をもって変更承認）があった上記補助金に関して、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱第23条の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 産業財産権の種類及び番号
2. 産業財産権の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

（注）本様式は、日本産業規格A4判としてください。

(様式第 13)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金における海外付加価値税還付報告書

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金における海外付加価値税について還付をうけましたので、沖縄域外競争力強化促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

(様式第 13 の別紙)

令和 年度沖縄域外競争力強化促進事業費補助金における海外付加価値税還付報告書積算内訳
(例)

1. 補助金額 (交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額) 1,700,000 円
別添、実績報告書 (写し) のとおり。

2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額
別添、実績報告書 (写し) のうち

事業費

見本市・展示会の入場料 2,000 ユーロ

レンタカー 900 ユーロ

計 2,900 ユーロ (額の確定時の邦貨額 400,000 円)

3. 海外付加価値税還付額 300,000 円

内訳

400,000 円 - 100,000 円 = 300,000 円

(2. の海外付加価値税額) - (還付費用 (※))

(※還付費用の例)

代行業者手数料等内訳

代行契約基本料

代行手数料

その他代行業者に支払った経費等について計上を認める

注: 還付をうけた海外付加価値税額及び還付に要した費用については、エビデンス資料を添付すること。

4. 補助金返還相当額 150,000 円

1,700,000 円 - 1,550,000 円 = 150,000 円

(単位:円)											
区分	補助事業に要した経費		補助対象経費					補助率	補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	還付後額		交付決定額	実績額	還付後額
人件費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1/2	500,000	500,000	500,000
事業費	2,400,000	2,400,000	2,400,000		2,400,000	2,400,000	2,100,000	1/2	1,200,000	1,200,000	1,050,000
合計	3,400,000	3,400,000	3,400,000	0	3,400,000	3,400,000	3,100,000		1,700,000	1,700,000	1,550,000